

研修等の実施に伴う分科会の設置に関する細則

(目的)

第1条 研修等の実施に伴う分科会の設置に関する細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）の資格研修等に関する規則第5条に基づき、研修等の実施に伴い設置する分科会の構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(分科会等の設置)

第2条 研修等の実施における必要な事項を検討するため、人材育成部会の下に、次の各号の分科会（以下「分科会」という。）を設置するものとする。

- (1) クレカウンセラー制度運営分科会
- (2) クレジット債権管理士資格審査分科会
- (3) クレジット審査業務能力検定分科会
- (4) 個人情報取扱主任者資格審査分科会

(分科会の所管業務)

第3条 クレカウンセラー制度運営分科会の所管業務は、クレカウンセラー制度の管理・運営に関する事項とする。

- 2 クレジット債権管理士資格審査分科会の所管業務は、クレジット債権管理士資格制度の管理・運営に関する事項とする。
- 3 クレジット審査業務能力検定分科会の所管業務は、クレジット審査業務能力検定制度の管理・運営に関する事項とする。
- 4 個人情報取扱主任者資格審査分科会の所管業務は、個人情報取扱主任者認定制度の管理・運営に関する事項とする。

(構成)

第4条 分科会は、正会員会社の職員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成するものとする。

- 2 分科会は、顧問1名を置くことができる。なお、顧問は学識経験者とする。

(分科会委員)

第5条 分科会の委員（以下、単に「委員」という。）は、人材育成部会の議決を経て、人材育成部会長がこれを委嘱するものとする。

- 2 各分科会の委員数は、委員及び顧問を合わせて15名以内とする。ただし、分科会の特性から人材育成部会が認めた場合は、この限りではない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、やむを得ない事由により任期途中で委員の変更が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときであっても、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行するものとする。

(分科会座長)

第6条 分科会には、座長1名を置くことができる。

2 分科会座長は、委員のうちから、委員の互選により選任するものとする。

(分科会の招集)

第7条 分科会は、随時、必要に応じて分科会の座長が招集するものとする。

(定足数)

第8条 分科会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第9条 委員は、1個の議決権を有する。ただし、分科会の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。

2 分科会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(書面等による分科会)

第10条 座長は、必要があると認めるときは、分科会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、分科会の決議に代えることができる。

2 座長は、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

3 本条第1項に規定する決議については、前条の規定を適用するものとする。

(部会員以外の者の出席)

第11条 座長は、必要があると認めるときは、分科会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、人材育成部会の決議を経て行う。ただし、第2条に規定する分科会を新たに設置する場合には、総務委員会及び自主規制委員会の決議を経るものとする。

附則

1. 本細則は、平成29年7月20日から施行する。

2. 平成29年7月20日時点において既に設置されている分科会については、本細則に基づき設置されているものと看做すこととする。

3. 第2条第1号に規定するクレカウンセラー制度運営分科会については、平成29年7月20日以降において、総務委員会及び自主規制委員会の承認を得たときに設置されるものとする。